

交代勤務制度規程

第1条（目的）

この規程は、就業規則の定めに基づき、交替勤務制度の運用に関するルールを定めたものである。

第2条（対象部門）

交替勤務制度の対象部門は以下のとおりとする。

第3条（勤務時間）

交替勤務制度が適用となる部門の勤務時間は、以下のとおりとする。

勤務	始業時刻	終業時刻	所定勤務時間
早番	午前5時	午後2時	8時間
遅番	午後1時	午後10時	8時間

第4条（休憩時間）

休憩時間は以下のとおりとする。

早番 午前9時から10時

遅番 午後5時から午後6時

第3条（早番・遅番の交代）

社員は1週間おきに早番と遅番を交互に勤務する。

第4条（勤務姿勢）

社員は、始業時刻、終業時刻および休憩時間を遵守し、生産性の向上に努めなければならない。

第5条（早番社員の役割）

早番の社員は、機械設備の異常、資材の不足、職場環境の変調その他、報告連絡すべき事項があったときには、必ず遅番の社員に報告連絡しなければならない。

付 則

この規程は 年 月 日より施行する。